

# 第2次 恵庭市デジタル化推進計画 令和7年(2025)年12月 概要版

## 第1章 恵庭市デジタル化推進計画について

P.2

- 「恵庭市デジタル化推進計画」は、上位計画である「恵庭市総合計画」の目標を達成すべく、恵庭市新行政改革大綱の分野別計画であり、北海道や国の動向に注視しつつ、本市のデジタル施策の基本的な方向性を示すものです。
- 次期計画期間は第6期総合計画と同様の令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年毎に見直しを実施するものとします。



## 第2章 これまでの主な取り組み

P.4

- 市民利用サービスのデジタル化～窓口支援システム(書かない窓口)の導入、デジタルマップを活用した情報発信、救急支援システムの導入、公共施設への公衆無線LANの設置、校内ネットワーク及びGIGAスクール構想の推進、小中学校におけるデジタル教材の導入
- 行政事務のデジタル化～電子文書管理、電子決裁の導入、AI-OCR、RPAの利活用の推進、LINEを活用した市民サービスの導入、電子入札システムの導入、学童クラブ運用システムの導入、庁内のコミュニケーション手段(ビジネスチャット等)の導入
- デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保～情報セキュリティ対策の強化
- デジタルデバイド(情報格差)対策～スマホ教室の開催
- 動向を踏まえたデジタル化の推進～オープンデータ(公開)の推進

## 第3章 本市の現状と課題

P.5～11

令和3年と令和7年に無作為で選んだ市民2,000人への市民アンケートの結果、市の施策の中で優先的に情報通信技術の利活用が進むことを期待する分野は前回調査同様「保健・医療・介護・福祉」や「高齢者・障がい者福祉」などの分野で、「環境・ごみ対策関連」が上昇傾向となっています。

また、充実するべきと思う情報通信技術を使った行政サービスについても前回同様、電子申請が最も高い状況でした。



## 第4章 国・北海道の動向

P.12

### 国の動き(デジタル社会形成基本法の制定等)

#### …「デジタル社会形成基本法」における国・地方公共団体の役割

- 民間の活力が十分に発揮されるための環境整備(デジタル社会の形成に当たっては原則として民間が主導的役割を担う)
- 公共サービスにおける利便性の向上
- 行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上等

…自治体DX推進計画の策定(自治体DX推進計画は令和2年12月に策定しており、現計画である自治体DX推進計画4.0は令和7年3月策定)

### 北海道の動き(北海道Society5.0の策定)

- 北海道は、2021年(令和3年)3月に「北海道Society5.0」を策定し、「北海道Society5.0構想」で掲げた未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会の実現に向け、道民、道、国、市町村、企業等とビジョンや役割を共有し、取り組みの方向性を示しています。

## 第5章 本市の情報化推進の方向性

P.13

### 基本理念 『デジタル技術を活用したスマート自治体を目指して』

～今後、急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められ、DXを推進するに当たっては、住民等との意義を共有しながら進めていくことも重要となります。

## 第6章 今後の基本方針

P.14

本理念のもと、本市の情報化の目指すべき方向性として、基本方針を次のとおり設定します。今後の具体的な取り組みについては、毎年見直しを行なう実施計画において、国、道が策定する計画を参考に、日々変化する本市のICTを取り巻く環境や社会情勢の変化、現状における課題を踏まえて、計画的に推進していきます。

### 基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

窓口統一のデジタル化による市民の利便性の向上の実現やICT活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。

- 1) フロントヤード(住民と行政との接点)改革の促進
- 2) むらしや安心・安全に関する情報化の推進
- 3) 学びと文化を育む環境の推進

### 基本方針2 行政事務のデジタル化

デジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を目指します。

- 1) 業務改革・業務効率化・働き方改革への取組
- 2) 情報システム改革等

### 基本方針4 デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保

市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るために、情報セキュリティを確保する取組を推進します。

- 1) 職員のデジタルリテラシー向上
- 2) 推進体制の確保
- 3) 個人情報漏洩対策

### 基本方針5 社会情勢を踏まえたデジタル化の推進

最新技術の情報収集を行い、その技術が市民の利便性やサービスの向上に寄与するか将来を見据えた視点に立ち推進します。

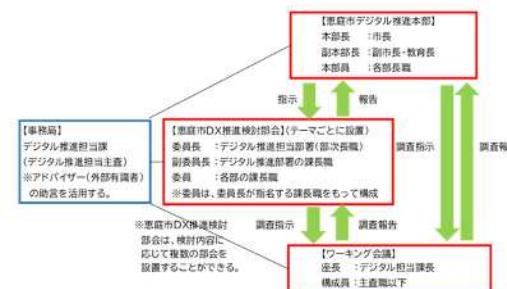
- 1) オープンデータの推進
- 2) 新たな情報通信技術を活用した取組

### 第7章 推進体制

P.15

本推進計画に基づく実施計画について、右の推進体制の下、着実に実行ていきます。また、実施計画に位置付けられた事業については、計画に沿って進められているか、十分な効果が得られているか、定期的に進捗状況・成果等を把握・評価を行い、必要に応じて、事業の継続や目標設定について見直しを行います。

また、計画作成後における社会情勢の変化や技術革新の状況など考慮しながら、追加事業や廃止事業についても適宜見直しを行います。



※ワーキング会議は、より詳細な調査研究を行わせる必要がある場合に、置くことができる。(必要時に設置)